

事 務 連 絡

平成 29 年 12 月 14 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る猶予措置の延長について

平素より、障害者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り暑くお礼申し上げます。

障害者総合支援法に基づく療養介護等の障害福祉サービスを提供するに当たっては、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)」に基づき、実務経験を満たし、提供するサービスに応じた分野のサービス管理責任者研修等（以下「研修」という。）を受講した者をサービス管理責任者として配置することとされております（児童発達支援管理責任者については、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）」に要件を規定）。

今年度末（平成 30 年 3 月 31 日）をもって、障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間は、実務経験を満たす者については研修終了の要件を満たしている者とみなす規定（別紙参照。以下「猶予措置」という。）が終了することとなっておりますが、引き続きサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の十分な確保を図る必要があること、また、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の改定を平成 31 年度に予定していることから、猶予措置について平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとなりました。

なお、告示の改正については、平成 30 年度報酬改定に伴う他の告示改正と併せて年度末頃に行う予定としております。

つきましては、引き続きサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の確保のために、研修機会の拡大や研修体制の充実等に努めていただきますようお願いいたします。

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五十条第一項第四号及び第二百十五条第二項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四条第一項第一号イ(3)、第五条第二項及び附則第四条第二項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第十二条第一項第五号及び第九十条第二項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ(3)、第十二条第二項及び附則第四条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。)第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。)第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

イ (略)

- ロ 指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉

サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十九年四月一日以降の場合には、平成三十年三月三十一日までの間)は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ハ～ト（略）

二・三（略）

別表第一・別表第二（略）

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。

一・二 (略)

三 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成二十七年四月一日前の場合にあつては平成二十八年三月三十一日までの間、平成二十九年四月一日以降の場合にあつては平成三十年三月三十一日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。

四～六 (略)

別表第一・別表第二 (略)